

## 地域デジタル社会推進費の用途・事業

企画経営部財政課

## 1 地域デジタル社会推進費の概要

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するために必要な経費として想定されているもので、普通交付税の算定基礎に計上されています。

令和5年度の地方全体の地域デジタル社会推進費は、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額の2,500億円となっています。

## 2 用途・事業

地域デジタル社会推進費は一般財源である普通交付税として配分されるため、特定の事業実施と連動して交付されるものではなく、人口や事業所数などの数値をもとに配分されるものです。

従って、特定の事業に充当されるものではありませんが、国が想定している事業例としては以下のとおりであり、本市においても各種証明書のコンビニ交付をはじめ、地域デジタル社会推進の財源として活用しています。

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)		
高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり	地域におけるデジタル人材の育成・確保
デジタル技術を活用した安心・安全の確保	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援
うち、マイナンバーカードを利活用した取組(想定される例)		
各種証明書のコンビニ交付サービス	行政手続のオンライン申請	申請書作成支援(書かない窓口)
電子母子手帳サービス等のアプリ	図書館カードとしての利用	地域公共交通における利用